

郡市等医師会長 様

岡山県保健福祉部健康推進課長

令和4年10月からの県内市町村の子ども医療費公費負担制度の  
改正について（依頼）

本県の小児医療行政の推進につきましては、平素から格別の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

本件につきましては、すでに岡山県医師会報第1581号（9月10日発行）でお知らせした里庄町のほかに、浅口市が令和4年10月1日から子ども医療費公費負担制度を改正いたします。浅口市に関する御連絡が直前になりましたこと、深くお詫び申し上げますとともに、恐れ入りますが、貴会会員の方への周知に御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、浅口市に関する「県内市町村の子ども医療費公費負担制度改正にかかるお知らせ」は、岡山県医師会報第1583号（10月10日発行）に掲載されますことを申し添えます。

記

●令和4年10月1日から子ども医療費公費負担制度の改正を行う市町村

市町村名	現 行	改 正 後	備 考
里庄町	【助成対象年齢】 〔入院〕 <u>中学3年まで</u> 〔通院〕 <u>中学3年まで</u>	【助成対象年齢】 〔入院〕 <u>満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで</u>  〔通院〕 <u>満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで</u>	岡山県医師会報 第1581号 (9月10日発行) 87ページ掲載
浅口市	【助成対象年齢】 〔入院〕 <u>中学3年まで</u> 〔通院〕 <u>中学3年まで</u>	【助成対象年齢】 〔入院〕 <u>満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで</u>  〔通院〕 <u>満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで</u>	新規のお知らせ

【問い合わせ先】

岡山県保健福祉部健康推進課 母子・歯科保健班  
(担当：石井)  
TEL 086-226-7329 (直通)  
FAX 086-225-7283

# 令和4年10月からの小児医療費公費負担制度の市町村状況一覧(改訂版)

(R4.10.1現在)

市町村名	助成対象年齢					備考
	就学前まで	小学3年まで	小学6年まで	中学3年まで	高校3年(18歳)まで	
岡山市	■	▨	▨	■		※小学生の通院は、自己負担1割 (限度額44,400円/月)
倉敷市	■	■	■	■		
津山市	■	■	■	■		
玉野市	■	■	■	■		
笠岡市	■	■	■	■	■	※中学卒業後の入院は償還給付
井原市	■	■	■	■		
総社市	■	■	■	▨		※中学生の通院は、自己負担1割
高梁市	■	■	■	■		
新見市	■	■	■	■		
備前市	■	■	■	■		
瀬戸内市	■	■	■	■		
赤磐市	■	■	■	■		※高校生等は自己負担1割
真庭市	■	■	■	■		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>■ 入院とも全額公費負担 (入通院とも<b>通常の受給資格者証</b>で受診)</p> <p>▨ 入院のみ全額公費負担 通院は一部負担あり (入通院とも<b>通常の受給資格者証</b>で受診)</p> <p>■ 入院のみ全額公費負担 通院は助成対象外 (入院のみ「<b>入院用</b>」<b>受給資格者証</b>で受診)</p> </div>
美作市	■	■	■	■		
浅口市	■	■	■	■		
和気町	■	■	■	■		
早島町	■	■	■	■		
里庄町	■	■	■	■		
矢掛町	■	■	■	■		
新庄村	■	■	■	■		
鏡野町	■	■	■	■		
勝央町	■	■	■	■		
奈義町	■	■	■	■		
西粟倉村	■	■	■	■		
久米南町	■	■	■	■		
美咲町	■	■	■	■		
吉備中央町	■	■	■	■		

※上記は、小児医療費受給資格者証(85)を発行している対象者をまとめたものであり、上記の対象外年齢であっても、保護者が市町村窓口で申請を行うことにより、償還給付される場合があります。(備考欄参照)

市町村状況一覧(詳細)は、岡山県ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-53881.html>) に掲載しています(随時更新)

※「岡山県 子ども医療費公費負担制度」で検索

市町村における小児医療費公費負担制度の状況(医療機関向け)

(令和4年10月1日現在)

市町村名	助成対象年齢		所得制限	自己負担	備 考
	入院	通院			
岡 山 市	中学3年まで	小学6年まで	なし	一部あり	・就学前までの入院と小学生以上の入院は自己負担なし ・小学生の通院は自己負担あり(限度額44,400円/月)
倉 敷 市	中学3年まで	小学6年まで	なし	なし	
津 山 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
玉 野 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
笠 岡 市	18歳まで	中学3年まで	なし	なし	・中学校卒業後の入院は償還給付 ・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
井 原 市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、社会保険本人、所得税法上の扶養親族の要件に 当てはまらない人は除く
総 社 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	一部あり	・中学生の通院は1割負担
高 梁 市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
新 見 市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、社会保険被保険者本人は除く
備 前 市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
瀬 戸 内 市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
赤 磐 市	18歳まで	18歳まで	なし	一部あり	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者は除く ・中学生までは、現物給付、自己負担なし。 ・高校生等は、現物給付、1割負担。
真 庭 市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
美 作 市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
浅 口 市	<b>18歳まで</b>	<b>18歳まで</b>	なし	なし	<b>・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで</b>
和 気 町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
早 島 町	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
里 庄 町	<b>18歳まで</b>	<b>18歳まで</b>	なし	なし	<b>・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで</b>
矢 掛 町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
新 庄 村	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
鏡 野 町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
勝 央 町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・すべて現物給付
奈 義 町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、在学していない者、婚姻している者、社会保険本人 は除く
西 粟 倉 村	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
久 米 南 町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
美 咲 町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・すべて現物給付
吉 備 中央 町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く

※アンダーライン部分は、令和4年10月1日に改正したところを表しています。

※上記は、岡山県小児医療費補助金交付要綱に基づき、各市町村が制定している小児医療費給付条例により現物給付の受給者証(法別番号85)が給付される対象年齢を記載したものです。

なお、この制度とは別に償還給付による医療費助成制度を設けている市町村もあります。(備考欄参照)